

第4期中期目標 / 中期計画 / 平成31年度(2019年度) 年度計画

<p>第4期中期目標 (独立行政法人国立高等専門学校機構)</p>	<p>中期計画 (独立行政法人国立高等専門学校機構)</p>	<p>平成31年度(2019年度) 年度計画 (独立行政法人国立高等専門学校機構)</p>	<p>平成31年度(2019年度) 年度計画 (福井工業高等専門学校)</p>
<p>(序文) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条の規定により、独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定める。</p>	<p>(序文) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第30条の規定により、独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」という。)の平成31年(2019年)4月1日から平成36年(2024年)3月31日までの5年間における中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。</p>	<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条の規定により、平成31年〇月〇日付け30受文科政第〇〇号で認可を受けた独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」という)の中期目標を達成するための計画(中期計画)に基づき、平成31年度(2019年度)の業務運営に関する計画を次のとおり定める。</p>	
<p>1. 政策体系における法人の位置付け及び役割 機構は、独立行政法人国立高等専門学校機構法(以下「機構法」という。)別表に掲げる各国立高等専門学校を設置すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする(機構法第3条)。 これまでも、国立高等専門学校は、ものづくりなど専門的な技術に興味や関心を持つ学生に対し、中学校卒業後の早い段階から、高度な専門知識を持つ教員によって、座学に加えて、実験・実習・実技等の体験的な学習を重視したきめ細やかな教育指導を行うことにより、産業界に創造力ある実践的技術者を継続的に送り出し、我が国のものづくり基盤の確立に大きな役割を担ってきた。特に、専攻科においては、特定の専門領域におけるより高度な知識・素養を身につけた実践的技術者の育成を行ってきた。また、卒業生の約4割が国立高等専門学校の教育で培われたものづくりの知識や技術を基礎にして、より高度な知識と技術を修得するために進学している。 また、「日本型高等専門学校教育制度(KOSEN)」は、モンゴル、タイ、ベトナムをはじめ、アジア諸国を中心に高い評価を得ており、導入のニーズがある。 このように国立高等専門学校にさまざまな役割が期待される中、我が国の産業界を支える技術者を育成するという使命に基づき、15歳人口の減少という状況の下で、アドミッションポリシーを踏まえた多様かつ優れた入学者を確保し、5年一貫のゆとりある教育環境や寮生活を含めた豊かな人間関係の構築などに加え、専門的かつ実践的な知識と世界水準の技術を有し、自律的、協働的、創造的な姿勢でグローバルな視野を持ち、科学的思考を身につけた実践的・創造的技術者を育成することにより、国立高等専門学校の本来の魅力を一層高めていかなければならない。 加えて、これまで蓄積してきた知的資産や技術的成果をもとに、生産現場における技術相談や共同研究など地域や産業界との連携に、引き続き取り組みつつ、Society 5.0で実現する、社会・経済構造の変化、技術の高度化、社会・産業・地域ニーズの変化等を踏まえ、法人本部がイニシアティブを取って高等専門学校教育の高度化・国際化を進め、社会の諸課題に自律的に立ち向かう人材育成に取り組む必要がある。 こうした認識のもと、各国立高等専門学校が有する強み・特色を生かしつつ、法人本部がガバナンスの強化を図ることにより、我が国が誇る高等教育機関としての国立高等専門学校固有の機能を充実強化するため、機構の中期目標を以下のとおりとする。</p>	<p>(基本方針) 機構が設置する国立高等専門学校は、我が国の産業界を支える技術者を育成するという使命に基づき、15歳人口の減少という状況の下で、アドミッションポリシーを踏まえた多様かつ優れた入学者を確保し、5年一貫のゆとりある教育環境や寮生活を含めた豊かな人間関係の構築などを基礎として、専門的かつ実践的な知識と世界水準の技術を有し、自律的、協働的、創造的な姿勢でグローバルな視野を持ち、科学的思考を身につけた実践的・創造的技術者を育成することにより、国立高等専門学校の本来の魅力を一層高めていかなければならない。 加えて、これまで蓄積してきた知的資産や技術的成果をもとに、生産現場における技術相談や共同研究など地域や産業界との連携に引き続き取り組む必要がある。また、Society 5.0で実現する、社会・経済構造の変化、技術の高度化、社会・産業・地域ニーズの変化等を踏まえ、法人本部がイニシアティブを取って高等専門学校教育の高度化・国際化を進め、社会の諸課題に自律的に立ち向かう人材育成に取り組む必要がある。 こうした認識のもと、各国立高等専門学校が有する強み・特色をいかしつつ、法人本部がガバナンスの強化を図ることにより、我が国が誇る高等教育機関としての国立高等専門学校固有の機能を充実強化することを基本方針とし、中期目標を達成するための中期計画を以下のとおりとする。</p>		
<p>2. 中期目標期間 中期目標期間は、平成31年(2019年)4月1日から平成36年(2024年)3月31日までの5年間とする。</p>			
<p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 3. 1 教育に関する目標 実験・実習・実技を通して早くから技術に触れさせ、技術に興味・関心を高めた学生に科学的知識を教え、さらに高い技術を理解させるという特色ある教育課程を通し、製造業をはじめとする様々な分野において創造力ある技術者として将来活躍するための基礎となる知識と技術、リベラルアーツ、さらには生涯にわたって学ぶ力を確実に身に付けさせることができるように、以下の観点に基づき国立高等専門学校の教育実施体制を整備し、実践的・創造的な技術者を育成する。</p>	<p>1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置 1. 1 教育に関する事項 機構が設置する国立高等専門学校において、別表に掲げる学科を設け、所定の収容定員の学生を対象として、実験・実習・実技を通じ、早くから技術に触れさせ、技術に興味・関心を高めた学生に科学的知識を教え、さらに高い技術を理解させるという特色ある教育課程を通し、製造業をはじめとする様々な分野において創造力ある技術者として将来活躍するための基礎となる知識と技術、リベラルアーツ、さらには生涯にわたって学ぶ力を確実に身に付けさせることができるように、以下の観点に基づき国立高等専門学校の教育実施体制を整備し、実践的・創造的な技術者を育成する。</p>	<p>1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置 1. 1 教育に関する事項</p>	
<p>(1)入学者の確保 15歳人口が減少する中で、中学生やその保護者、中学校教員をはじめとする中学生の進路指導に携わる者等のみならず、広く社会に対して国立高等専門学校の特性や魅力について認識を深める広報活動を組織的・戦略的に展開するとともに社会の変化を踏まえた入試を実施することによって、十分な資質、意欲と能力を持った入学者を確保する。</p>	<p>(1)入学者の確保 ① ホームページのコンテンツの充実、中学校や教育委員会等に対する広報活動、複数の国立高等専門学校が共同して中学生及びその保護者等を対象に実施する合同入試説明会などを組織的・戦略的に展開することにより、国立高等専門学校の特性や魅力について広く社会に発信しつつ、入学者確保に取り組む。 ② 女子中学生向け広報資料の作成、オープンキャンパス等の機会を活用した女子在学生による広報活動並びに諸外国の在日大使館等への広報活動、ホームページの英語版コンテンツの充実などを通じ、女子学生、留学生等の確保に向けた取組を推進する。 ③ 国立高等専門学校の教育にふさわしい十分な資質、意欲と能力を持った多様な入学者を確保するため、中学校における学習内容等を踏まえたより適切な入試問題や入学選抜方法、将来に向けた人材育成の在り方など、社会の変化を踏まえた高等専門学校入試の在り方を調査・研究し、平成33年度(2021年度)を目途に入試改革に取り組む。</p>	<p>(1)入学者の確保 ①-1 入学希望者を対象としたホームページコンテンツの充実や、全日本中学校長会、地域における中学校長会等への広報活動を行い、国立高等専門学校の特徴や魅力を発信する。また、中学生及びその保護者等を対象に国公私立の高等専門学校が連携して合同説明会を開催することにより、組織的、戦略的な広報活動を行い入学者の確保に取り組む。 ①-2 各国立高等専門学校は、入学説明会、体験入学、オープンキャンパス、学校説明会等(女子中学生含む)の機会を活用することにより、入学者確保のための国立高等専門学校の特性や魅力を発信する。 ②-1 女子中学生向け広報資料を活用した広報活動や、オープンキャンパスの女子学生を対象としたブース出展、国立高等専門学校的女子学生が国立高等専門学校の研究紹介等を行う高専女子フォーラム等の機会を活用することにより、女子学生の確保に向けた取組を推進する。 ②-2 留学生の確保に向けて、以下の取組を実施する。 ・諸外国の在日大使館等への広報活動を実施する。 ・ホームページの英語版コンテンツの充実や説明会等の機会を通じ、高等専門学校教育の特性や魅力について情報発信を強化する。 ③ 国立高等専門学校の教育にふさわしい十分な資質、意欲と能力を持った多様な入学者を確保するため、入学選抜方法の在り方に関する調査・研究を行い、入学選抜改革に関する「実施方針」の検討を行う。</p>	<p>・福井県下の中学校、滋賀県・石川県の入試実績のある中学校には、在学生及び卒業生の近況報告をし、本校の現状を説明することで、中学校教員の高専に対する理解度とプレゼンスの向上に努める。 ・プロモーションビデオ「高専という選択」を作り直し、本校ホームページの入試広報を充実させ、本校カレッジガイド及び学校紹介リーフレットを福井県・滋賀県の全中学校に配布、さらに、石川県及び京都府の一部の中学校にも配布し、加えて地元メディア、新聞等を通じての広報活動を行う。 ・中学生(女子中学生を含む)及び保護者、中学校教員等を対象とした入試説明会を開催する。さらに各中学校が開催する高校説明会にも積極的に説明教員を派遣する。 ・舞鶴高専他の第3ブロック内高専と連携して、合同説明会の開催を模索する。 ・本校オープンキャンパス、学生会主催のわくわく実験体験などで、説明役の学生に女子学生を積極的に登用し、中学生(女子中学生を含む)や小学生、その保護者に優秀な女子学生の存在を知らしめ、広報する。 ・本校ホームページの映画版を充実する。 ・入学生の質を上げることを目的に、在学生等の受験時、入学後の調査を行い、推薦制度の改正を行う。 ・専攻科の教育にふさわしい十分な資質、意欲と能力を持った多様な入学者を確保するため、入学選抜に関する検討を行う。</p>

<p align="center">第4期中期目標 (独立行政法人国立高等専門学校機構)</p>	<p align="center">中期計画 (独立行政法人国立高等専門学校機構)</p>	<p align="center">平成31年度(2019年度) 年度計画 (独立行政法人国立高等専門学校機構)</p>	<p align="center">平成31年度(2019年度) 年度計画 (福井工業高等専門学校)</p>
<p>(2)教育課程の編成等 Society 5.0 で実現する、社会・経済構造の変化や技術の高度化、社会・産業・地域ニーズ等を踏まえ、法人本部がイニシアティブを取って、専門的かつ実践的な知識と世界水準の技術を有し、自律的、協働的、創造的な姿勢でグローバルな視点を持って社会の諸課題に立ち向かう、科学的思考を身につけた実践的・創造的技術者を育成するため、51 校の国立高等専門学校が有する強み・特色を活かした学科再編、専攻科の充実等を行う。その際、工学・商船分野を基礎としつつ、その他の分野との連携を図るとともに、産業界のニーズに応える語学力や異分野理解力、リーダーシップ、マネジメント力等を備え、海外で活躍できる技術者を育成する等、高等専門学校教育の高度化・国際化がより一層進展するよう、国立高等専門学校における教育課程の不断の改善を促すための体制作りを推進する。 このほか、全国的なコンテストや海外留学、ボランティア活動など、「豊かな人間性」の涵養を図るべく学生の様々な体験活動の参加機会の充実に努める。</p>	<p>(2)教育課程の編成等 ① Society 5.0で実現する、社会・経済構造の変化や技術の高度化、社会・産業・地域のニーズに応じた高等専門学校教育の高度化・国際化がより一層進展するよう、モデルコアカリキュラムによる教育の質保証の取組を基盤に、国立高等専門学校にその強み・特色を活かした学科再編、専攻科の充実等を促すため、法人本部がイニシアティブを取って、効果的な相談・指導助言の体制を整備し、国立高等専門学校において教育に関する社会ニーズ等を踏まえた教育指導の改善、教育課程の編成、組織改組を促進する。 特に、特定の専門領域におけるより高度な知識・素養を身につけた実践的技術者の育成を行っている専攻科においては、社会ニーズを踏まえた高度な人材育成に取り組むため、工学・商船分野以外の分野との連携を視野に入れつつ、産業界等との連携によるインターンシップ等の共同教育、国立高等専門学校の強み・特色をいかした共同研究等、大学との連携教育プログラムの構築などを図る。</p> <p>② 海外で活躍できる技術者としての能力の伸長に取り組むため、単位認定制度や単位互換協定に基づく海外留学や海外インターンシップなど学生が海外で活動する機会を後押しする体制を充実するとともに、学生の英語力、国際コミュニケーション力の向上や海外に積極的に飛び出すマインドを育成する取組を実施する国立高等専門学校への重点的な支援を行う。</p> <p>③ 学生の様々な体験活動の参加機会の充実に資するため、以下の取組を実施する。 ・一般社団法人全国高等専門学校連合会等が主催する全国高等専門学校ロボットコンテストなどの全国的なコンテストの活動を支援する。 ・学生へのボランティア活動の意義の啓発や災害時におけるボランティア活動への参加の奨励、顕著なボランティア活動を行った学生の顕彰、学生評価への反映などによりボランティア活動の参加を推奨する。 ・学生に対して、国際交流に資する情報の提供を充実させ、学生の国際会議や「トビタテ！留学JAPAN」プログラムへの参加、海外留学等の機会の拡充を図る。</p>	<p>(2)教育課程の編成等 ①-1 法人本部がイニシアティブを取って各国立高等専門学校の強み・特色を活かした学科再編、専攻科の充実等を促すため、法人本部の関係部署が連携をとり、各国立高等専門学校の相談を受け、指導ができる体制の検討を行う。 ①-2 専攻科において、社会ニーズを踏まえた高度な人材育成に取り組むため、産業界と連携したインターンシップ等の共同教育や、特色を活かした共同研究を実施する。また、国立高等専門学校の専攻科と大学が連携して教育を実施する教育プログラムの構築に向けて検討を行う。</p> <p>②-1 学生が海外で活動する機会を後押しする体制の充実として、以下の取組を実施する。 ・「KOSEN」の導入支援対象校やこれまで学生交流協定を締結している海外教育機関を中心として単位認定制度の整備や単位互換協定の締結を推進する。 ・海外の教育機関との包括的な協定の締結などにより、組織的に海外留学やインターンシップを推進する。 ②-2 学生の英語力、国際コミュニケーション力の向上や海外に積極的に飛び出すマインドを育成する取組を実施する国立高等専門学校への重点的な支援を行う。</p> <p>③-1 公私立高等専門学校と協力して、学生の意欲向上や国立高等専門学校のイメージの向上に資する「全国高等専門学校体育大会」や、「全国高等専門学校ロボットコンテスト」等の全国的な競技会やコンテストの活動を支援する。 ③-2 学生へのボランティア活動の参加意義や災害時におけるボランティア活動への参加の奨励等に関する周知を行う。また、顕著なボランティア活動を行った学生及び学生団体の顕彰、学生評価への反映などによりボランティア活動の参加を推奨する。 ③-3 学生に対して、「トビタテ！留学JAPAN」プログラムをはじめとする外部の各種奨学金制度等を積極的に活用できるよう情報収集の上提供し、学生の国際会議や「トビタテ！留学JAPAN」プログラムへの参加、海外留学等の機会の拡充を図る。</p>	<p>・平成28年度入学生から新教育課程を導入しており、学際カリキュラムが本格運用されて2年目であり、本年度は新科目「プロジェクト演習」が開講され、学際カリキュラムの目玉科目であり、学生に融合複合型の思考を身に付けさせる目的のこの科目を充実させる。 ・専攻科の教育にふさわしい十分な資質、意欲と能力を持った多様な入学者を確保するため、入学選抜に関する状況に応じた改善を行う。 ・福井大学と本校専攻科で連携した教育プログラムの構築について検討する。 ・本科では全員参加を基本としてインターンシップの受け入れ先の確保を目指す。また、専攻科のインターンシップでは特別研究指導教員が研修先を斡旋し、専攻科生全員にインターンシップに参加させる。 ・インターンシップ中の研修日誌では企業の方からコメントをもらうことで、社会人に求められる人材育成に繋げる。 ・インターンシップ後は報告会を実施するとともに、専攻科生が作成した報告書は研修先の企業の方にもチェックしてもらう。</p> <p>・専攻科「海外インターンシップ」で積極的に海外に学生を派遣する。 ・設立された基金等を活用し、国内外の国際会議に積極的に学生派遣して、発表させる。 ・コミュニケーション能力としての使える英語力育成に努めるとともに、低学年向けの英語教科書を作成する。 ・高専機構本部の②-1、②-2の施策への参加を申請する。 ・海外の企業または大学における海外インターンシップに学生を参加させる。 ・ISATE2019(周南市)に教員を参加させる。 ・TOEIC IPからTEICへの移行に着手する。</p> <p>・各種コンテスト及び高専体育大会への積極的な参加を奨励するとともに、地域と連携したプロジェクト等にも積極的に参加を促す。 ・学生のものづくり志向を涵養する「福井高専キャンパスプロジェクト」を継続して実施し、効果的な報告会の実施と合わせて、学生の企画立案から実践に至るまでの一連の能力の更なる涵養に努める。 ・学生の多様な活動に資する場を提供できるよう、校内の環境整備を図る。 ・学生のボランティアに関する活動機会の情報共有を積極的に進め、同活動を支援する。特に、美化活動や除雪ボランティア、災害ボランティア活動を積極的に奨励する。併せて、顕著なボランティア活動を行った学生を表彰する既存制度等のインセンティブを積極的に周知する。 ・特長ある地域性の高いコンテストとして、マグネットコンテストを継続的に推進する。 ・トビタテ！留学JAPANに学生を応募させる。 ・ISTS2019(未定)に学生を応募させる。 ・海外留学等の実績を報告会やホームページ等で公開するなど、参加希望者の増加に向けた取り組みを行う。</p>
<p>(3)多様かつ優れた教員の確保 高等専門学校教育の高度化・国際化を推進し、実践的・創造的な技術者を育成するため、公募制などにより、博士の学位を有する者、民間企業での経験を有する実務家、並びに女性教員、外国人教員など、多様な人材の中から優れた教育研究力を有する人材を教員として採用するとともに、外部機関との人事交流を進める。 また、ファカルティ・ディベロップメントなどの研修の組織的な実施や優秀な教員の表彰を継続し、教員の教育研究力の継続的な向上に努める。</p>	<p>(3)多様かつ優れた教員の確保 以下に掲げる方策をそれぞれ又は組み合わせることで実施することにより、多様かつ優れた教員を確保するとともに、教員の教育研究力の向上を図る。 ① 専門科目担当教員の公募において、応募資格の一つとして、博士の学位を有する者を掲げることとする。</p> <p>② 企業や大学に在職する人材など多様な教員の配置を可能とするため、新たにクロスアポイントメント制度を導入する。</p> <p>③ ライフステージに応じた柔軟な勤務時間制度や同居支援プログラム(育児等のライフイベントにある教員が他の国立高等専門学校で勤務できる制度)等の取組を実施する。</p> <p>④ 外国人教員の採用を進めるため、外国人教員の積極的な採用を行った国立高等専門学校への支援を充実する。</p> <p>⑤ 多様な経験ができるよう、採用された学校以外的高等専門学校や大学などに1年以上の長期にわたって勤務し、また元の勤務校に戻ることでできる人事制度を活用する。</p>	<p>(3)多様かつ優れた教員の確保 ① 専門科目担当教員の公募において、応募資格の一つとして、博士の学位を有する者を掲げることとするよう、国立高等専門学校に周知する。</p> <p>② 企業や大学に在職する人材など多様な教員の配置を可能とするため、新たにクロスアポイントメント制度を導入する。</p> <p>③ ライフステージに応じた柔軟な勤務時間制度や同居支援プログラム等の取組を実施する。 また、女性研究者支援プログラムの実施により女性教員の働きやすい環境の整備を進める。</p> <p>④ 外国人教員を積極的に採用した学校への支援を行う。</p> <p>⑤ 長岡技術科学大学及び豊橋技術科学大学との連携を図りつつ、国立高等専門学校・両技術科学大学間の教員人事交流を実施する。</p>	<p>・豊富な経験や高度な力量を有し、かつ、多様な人材を確保できるように採用人事で以下のような工夫を凝らす。 ①専門科目担当教員の公募において、応募資格の一つとして、博士の学位を有する者を掲げる。</p> <p>②企業や大学に在職する人材など多様な教員の配置を可能とするため、新たにクロスアポイントメント制度を導入を図る。</p> <p>③ライフステージに応じた柔軟な勤務時間制度や同居支援プログラム等の取得を促す。また、女性教職員からの要望に基づき、計画的に和式トイレを洋式に改修するなど、女性教職員の就業環境改善に努める。</p> <p>④外国語の授業では、ネイティブな教員を配置するよう努める。</p> <p>⑤高専・技科大間の教員交流や三機関連携事業の経験者による報告会等を通して、人事交流情報について周知するとともに、積極参加を促し幅広い知見の留得とキャリアアップの機会を提供する。</p>

第4期中期目標 (独立行政法人国立高等専門学校機構)	中期計画 (独立行政法人国立高等専門学校機構)	平成31年度(2019年度) 年度計画 (独立行政法人国立高等専門学校機構)	平成31年度(2019年度) 年度計画 (福井工業高等専門学校)
	<p>⑥ 教員の学生指導などに関する能力の向上を図るため、法人本部による研修及び各国立高等専門学校におけるファカルティ・ディベロップメントを実施するとともに、学校の枠を超えた自主的な研修グループ等の活動を推奨する。また、独立行政法人日本学生支援機構等の関係機関と連携した研修等への教員の参加を促す。</p> <p>⑦ 教育活動や生活指導などにおいて顕著な功績が認められる教員や教員グループの顕彰を実施する。</p>	<p>⑥ 法人本部による研修又は各国立高等専門学校におけるファカルティ・ディベロップメントを実施するとともに、学校の枠を超えた自主的な研修グループ等の活動を推奨する。なお、教員の能力向上を目的とした各種研修について、専門機関や他の教育機関と連携し企画・開催する。</p> <p>⑦ 教育活動や生活指導などにおいて、顕著な功績が認められる教員や教員グループを表彰する。</p>	<p>⑥ 他の教員の模範となるような成果をあげている教職員によるFD講演会を開催し、教職員の資質能力向上に対するモチベーションの涵養を図る。外部講師を招へいたFD講演会、FD研修会を企画開催する。全国高専フォーラムへの積極的な参加を促す。福井県大学間連携事業(Fレックス)主催のFD研修会やワークショップへ参加する。アクティブラーニング等に関する講習会へ参加するとともに、ブロックや地区の高専との情報共有を図る。</p> <p>⑦ 教員の勤務意欲の高揚及び本校の活性化を図ることを目的に、職務に精励し、その功績が顕著な者を教員表彰対象者として推薦する。また、非常勤職員を含めた全教職員を対象とした校長表彰を継続して実施する。</p>
<p>(4) 教育の質の向上及び改善 国立高等専門学校の特性を踏まえた教育方法や教材などの共有化を進めるとともに、モデルコアカリキュラムに基づく教育を実践・実質化するとともに、社会ニーズを踏まえた見直しに努め、国立高等専門学校における教育の質保証に取り組む。さらに、学校教育法第123条において準用する同法第109条第1項に基づく自己点検・評価や同条第2項に基づく文部科学大臣の認証を受けた者による評価などを通じた教育の質の保証がなされるようにする。実践的技術者を育成する上での学習の動機付けを強めるため、産業界等との連携体制の強化を進め、地域や産業界等が直面する課題の解決を目指した実践的な教育に取り組むほか、理工系の大学、とりわけ高等専門学校と連続、継続した教育体系のもと教育を実施し実践的・創造的・指導的な技術者の育成を推進している技術科学大学などとの有機的連携を深めるなど、外部機関との連携により高等専門学校教育の高度化を推進する。</p>	<p>(4) 教育の質の向上及び改善 ① 国立高等専門学校の特性を踏まえた教育方法や教材などの共有化を進め、モデルコアカリキュラムに基づく教育を実践・実質化するとともに、PDCAサイクルによるモデルコアカリキュラムの不断の見直しを図り、国立高等専門学校における教育の質保証を実現するため、以下の取組を実施する。 ・[PLAN] 各国立高等専門学校における教育課程の編成、WEBシラバスの作成、到達目標の具体化(ループリック)。 ・[DO] アクティブラーニングなど教育方法の改善を含めた教育の実施。 ・[CHECK] CBT(Computer-Based Testing)などを活用した学生の学習到達度の把握や学生の学習時間調査、卒業時の満足度調査の実施等による教育効果の検証。 ・[ACTION] ファカルティ・ディベロップメントの実施等を通じた教育の改善。</p>	<p>(4) 教育の質の向上及び改善 ①-1 モデルコアカリキュラムによる教育の質保証の取組を推進し、PDCAサイクルを機能、定着させるために、以下の項目について重点的に実施し、取り組み状況について調査する。 [Plan] ディプロマポリシーに基づく到達目標の確認 [Do] 地域や産業界が直面する課題解決を目指した課題解決型学習の検討 [Check] CBT(Computer-Based Testing)や学習状況調査等による学生の学習到達度・学習時間の把握 [Action] 授業内容、授業方法に資するファカルティ・ディベロップメント活動と授業改善 ①-2 各高等専門学校教育において教育改善に資するために優れた教育実践事例およびファカルティ・ディベロップメント事例を収集・公表する。また、教材や教育方法の開発を継続するとともに、各国立高等専門学校で利用できる共通情報システムの開発を進める。</p>	<p>(4) 教育の質の向上及び改善 ①-1 モデルコアカリキュラムや本校独自の特色ある教育(プロジェクト演習)について、PDCAサイクルを構築し定着させる。また、各学科及び教科ごとに教育の質の向上に取り組む。以下、学科及び教科ごとに示す。</p> <p>【機械工学科】 ・機械工学実験の実質的な成果の向上を図るため、その内容と実施方法を検討し、変更する。 ・設計製図の授業を、実務上の経験に基づいた内容で実施する。 ・低学年の実習において、達成度の自己スキル評価を実施し、学生の学習に対する目的意識の向上を図るとともに、その実施方法の改善を検討していく。 ・短期留学生を受け入れ、異文化交流ならびにグローバル化に対する意識の向上を図る。 ・昨年度開講した3学年の学際科目の状況を踏まえ、今年度開講する学際科目の内容を検討し、実施する。さらに、来年度開講する5学年の学際科目の内容を検討する。 ・従来から積極的に実施しているグループワークや課題解決型学習、アクティブラーニングを取り入れた授業を継続して実施す</p> <p>【電気電子工学科】 ・モデルコアカリキュラムへの対応を継続的に検討し、ループリック等による到達度評価方法を含めてWebシラバスに教育内容を明記したので、これに沿って教育実践を行う。 ・モデルコアカリキュラムを反映させた教育プログラムを実践した科目の評価を行い、必要に応じ内容を再検討し、更なる教育の質の向上を図る。また、モデルコアカリキュラムにおける電気系分野の実験・実習能力の実質化についての検討を行う。 ・従来より取り組んできた学年毎にレベルアップするコンテスト形式のものづくりと、アクティブラーニングとの整合性について議論し、学生の主体的な学びによる問題解決能力育成環境の構築を目指したものづくり教育を推進する。 ・従来から取り組んできた放射線・原子力に関する学生教育を外部資金を獲得し、継続的に実施する。</p> <p>【電子情報工学科】 ①-1 [Plan] モデルコアカリキュラム(MCC)及び専攻科の授業科目の充実に対応したカリキュラムを構成しており、そのシラバスの到達目標がディプロマポリシーの3つの能力に適合しているか確認する。 [Do] 学外のICT関連企業の技術者と協力し、地域や産業界が直面する課題解決を目指したPBL型カリキュラムの取組みを目指す。また、その成果を様々なコンテストや発表会で発表していく。 [Check] 試験、レポート成績だけでなく実験スキルシート、授業アンケート等の結果を用いて学生自身が感じる達成感を調査する。 [Action] 低学年における基礎能力(ライティング、リーディング、計算)の向上のための仕組みの検討、及びソフトウェア教育への比重を大きくすることの検討、BYODの活用事例の紹介による授</p> <p>【物質工学科】 ・モデルコアカリキュラムへの対応、専攻科専門展開科目の充実及び大学編入学への対応を考慮に入れた教育課程の改訂を平成28年度入学から実施しており、来年度が完成年度となる。改訂が一番多い第5学年の授業内容や担当教員について詳細に検討を行う。 ・入試広報に関連して、ホームページの充実、学科パンフレット及び入試説明会資料の刷新を行う。</p> <p>【環境都市工学科】 ・ディプロマ・ポリシーに付随する学科独自の教育目標を達成するために、これまでに3次にわたる学則の一部改正(教育課程編成の変更)を行ってきた。これによる教育の質的向上並びに学習意欲の高揚を推し量る尺度に、①休学率(疾病、怪我を除く。)、②原級留置率、③退学率、④デザインコンペティションの成績、⑤資格(技術士一次試験、測量士試験、測量士補試験、コンクリート製品検定試験など)取得者数を充ちし、実態を数値化・可視化することで次なる教育改善に役立てる。</p>

<p>第4期中期目標 (独立行政法人国立高等専門学校機構)</p>	<p>中期計画 (独立行政法人国立高等専門学校機構)</p>	<p>平成31年度(2019年度)年度計画 (独立行政法人国立高等専門学校機構)</p>	<p>平成31年度(2019年度)年度計画 (福井工業高等専門学校)</p>
			<p>【数学】 ・これまでに取り入れてきた様々な授業形態(ICT活用やグループ学習など)を継続的に行い、学生の基礎学力の定着と主体的な学びを促す。 ・学生の学習環境(Web教材や授業動画など)を整え、自学自習による授業外の学習習慣を身に付けさせるよう努める。</p> <p>【物理】・【地学】 ・1年生成績不振者対象の補習を継続実施(H30年度はトライアル)。H31年度は前倒し、前期中間試験後に開始。 ・1～2年生対象に単位の書き方やマナーを周知徹底させる。 (数値や物理量について国際標準を意識した正しい記述方法の教育) ・地球科学系の教授内容の精選。</p> <p>【化学・生物】 引き続き、昨年同様 授業中、演習問題を出題し、その日の授業内容を理解させるよう努める。また、できる限り授業の終わりに、簡単な宿題を出す。実験回数についてははできる限り増やすように努める。生物については、昨年導入のコアカリキュラムの生態学について、授業内容を今年も検証する。</p> <p>【体育】 ・1～3学年の体育実技では、個人運動や団体運動における技術や基礎体力の向上について、自己のデータまたはチームの戦績を活用してスポーツに関する知識や科学的理解を深める授業を実践する。 ・1学年の保健や4学年でのショートレクチャー(生活習慣病対策)を基礎として、自己の体格や体力の縦断的推移から健康や体力に関する課題とその対策を考察するレポートを継続して実施する。</p> <p>【国語】 ・2年生で実践的な言語表現として「手紙書き方体験授業」、4年生で就職を見据えた「自己PR文」、「志望動機文」作成の授業を継続し、キャリア教育的取り組みの一環とする。 ・弁論大会などの学校行事、校友会誌の編集・発行にあたって、学生への指導を含めた支援を継続する。 ・語彙力・表現力の涵養、論理的な文章表現能力の育成なかで、学生による発表や議論など、主体的な学びが可能となる授業を行う。 ・5年生の選択必修科目の授業においては、各教員の専門分野に応じ、日本文学・日本語学・日本語教育学の素養が身につくような専門的かつ一般教養的な授業を展開する。</p> <p>【社会】 ・社会科内各科目について、到達目標や学習事項、レベル設定の妥当性を教員間で議論し、改善を図るとともに、令和2年度(2020年度)より開講予定の新設科目「公共社会Ⅱ」及び「公共社会Ⅲ」の具体的な計画を、モデルコアカリキュラムやディプロマポリシーに基づきながら立案する。 ・社会の授業実践等について、他高専との積極的な情報共有を進めるとともに、本校の社会の授業へのフィードバックを検討する。</p> <p>【英語】 ・英語にかかわる基本的な知識の取得と実践的な運用能力の育成を目標とした授業実践を行う。低学年においては、基礎的な文法・表現学習と工業英語、身近な話題を中心としたコミュニケーション活動をバランスよく取り入れた授業を実践する。高学年、専攻科においては、より発展的・実践的な英語運用の機会を設けた授業実践を行う。また、英語や海外に対する興味を喚起するための支援を行う。</p> <p>【専攻科長】 ・技術者教育ワークショップの研修等に教員を派遣し、エンジニアリングデザインに関する教育力のスキルアップに努める。</p> <p>【創造教育開発センター】 ・Webシラバス、ルーブリックの有効的な活用およびアクティブラーニングなどの教育実践に関して、教員への情報提供を行う。 ・学際領域カリキュラムの実施と充実を図る。 ・「卒業生・修了生アンケート」の項目及び実施方法の見直しを行う。 ・授業評価アンケートのフィードバックと、高評価の教員による講演会の実施。 ・授業評価アンケートの項目の見直し。 ・学校全体として、学習支援の在り方の検討。</p> <p>①ー2 教務主事団を中心に組織的に教育改善プロジェクトに取り組み、効果的なFD研修や個々の教員の授業改善や教材開発を支援するなどして、教育の質の向上を図る。</p>
	<p>② 学校教育法第123条において準用する第109条第1項に基づく自己点検・評価や同条第2項に基づく文部科学大臣の認証を受けた者による評価などを通じて教育の質の向上を図る。そのため、各国立高等専門学校の評価結果について、優れた取組や課題・改善点を共有することにより、評価を受けた学校以外の国立高等専門学校の教育の質の向上に努める。</p>	<p>② 各国立高等専門学校の教育の質の向上に努めるため、自己点検・評価及び高等専門学校機関別認証評価を計画的に進めるとともに、評価結果の優れた取組や課題・改善点については、各国立高等専門学校に共有する。</p>	<p>・今年度は、隔年で開催している外部有識者会議を開催し、指摘事項に対して適切な対応を図る。 ・今秋、機関別認証評価を受審し、評価結果に対しては適切に対応する。</p>

第4期中期目標 (独立行政法人国立高等専門学校機構)	中期計画 (独立行政法人国立高等専門学校機構)	平成31年度(2019年度)年度計画 (独立行政法人国立高等専門学校機構)	平成31年度(2019年度)年度計画 (福井工業高等専門学校)
	<p>③ 地域や産業界が直面する課題解決を目指した実践的教育に向けて、課題解決型学習(PBL(Project-Based Learning))を推進するとともに、産業界等との連携による教育プログラム・教材開発やインターンシップ等の共同教育を実施する。特にセキュリティを含む情報教育については、独立行政法人情報処理推進機構等の関係機関と連携し、最新の動向を把握しながら教育内容の高度化に努めるとともに、その成果を国立高等専門学校に展開する。</p> <p>④ 高等専門学校教育の高度化に向けて、技術科学大学との間で定期的な連携・協議の場を設け、ビデオ教材を活用した教育、教員の研修、教育課程の改善、国立高等専門学校と技術科学大学との間の教育の接続、人事交流などの分野で有機的な連携を推進する。</p>	<p>③-1 国立高等専門学校において、地域や産業界が直面する課題解決を目指した課題解決型学習の導入を検討する。【再掲】</p> <p>③-2 企業と連携した教育コンテンツの開発を推進しつつ、インターンシップ等の共同教育を実施し、その取組事例を取りまとめ、周知する。</p> <p>③-3 セキュリティを含む情報教育について、独立行政法人情報処理推進機構等の関係機関と連携し教員の高度化を図ることにより、教育内容の高度化に向けての検討を行う。</p> <p>④ 高等専門学校教育の高度化に向けて、技術科学大学との間で定期的な連携・協議の場を設け、ビデオ教材を活用した教育、教員の研修、教育課程の改善、国立高等専門学校と技術科学大学との間の教育の接続、人事交流などの分野で有機的な連携を推進する。</p>	<p>・4年生全学生が取り組むPBL型授業「プロジェクト演習」において、地元企業の現役エンジニアの方に発表時の審査をしていただき、学生と交流を図る。</p> <p>・実践的技術者を育成する上での学習の動機付けを強めるため、地域や産業界等が直面する課題の解決を目指した実践的な、課題解決型学習の導入を検討し、実施する。</p> <p>・本校の教育研究振興のための外部組織である「地域連携アカデミア」の会員となっている地元の企業に依頼して企業現場における課題を本校のPBL課題として取り上げ、企業の担当者と連携しながら学生の教育に取り組む新しいコンテンツを開発する。</p> <p>・地域連携アカデミアの会員企業に学生のインターンシップの国内外での受け入れを依頼する。</p> <p>・長岡技術科学大学「アドバンスコース」の推進に継続的に協力する。</p> <p>・技術科学大学との間の有機的な連携を推進していく。</p>
<p>(5) 学生支援・生活支援等 中学校卒業直後の若年層の学生を受け入れ、かつ、約4割の学生が寄宿舎生活を送っている特性を踏まえ、修学上の支援に加え、進路選択や心身の健康等安心安全な生活上の支援を充実させる。また、各種奨学金制度など学生支援に係る情報の提供体制を充実させ、さらに、学生の就職活動を支援する体制を充実し、学生一人ひとりの適性と希望にあった指導を行う。</p>	<p>(5) 学生支援・生活支援等 ① 中学校卒業直後の若年層の学生を受け入れ、かつ、約4割の学生が寄宿舎生活を送っている特性を踏まえ、カウンセラーやソーシャルワーカー等の外部専門職を活用するとともに、障害を有する学生への配慮に資する取組の支援等により、学生支援体制の充実を図る。また、国公私立の各高等専門学校の学生支援担当教職員を対象とした研修を実施する。</p> <p>② 独立行政法人日本学生支援機構などと緊密に連携し、高等教育の教育費負担軽減に係る奨学金制度などの学生の修学支援に係る各国立高等専門学校や学生への情報提供体制を充実させるとともに、税制上の優遇措置を適切に情報提供すること等により、産業界などの支援による奨学金制度の充実を図る。</p> <p>③ 学生の適性や希望に応じた多様な進路選択のため、低学年からのキャリア教育を推進するとともに、企業情報、就職・進学情報の提供や相談体制を含めたキャリア形成に資する体制の充実を図る。また、卒業時に満足度調査を実施するとともに、同窓会との連携を図るなど卒業生とのネットワーク形成を充実させ、次年度以降のキャリア支援体制の充実を活用すること等により、国立高等専門学校全体の就職率については、第3期中期目標期間と同様の高い水準を維持する。</p>	<p>(5) 学生支援・生活支援等 ① 国立高等専門学校の学生相談体制の充実のため、カウンセラー及びソーシャルワーカー等の専門職の配置を促進するとともに、国立高等専門学校の学生指導担当教職員に対し、障害を有する学生への支援を含めた学生指導に関し外部専門家の協力を得て、具体的事例等に基づき研修を実施する。</p> <p>② 独立行政法人日本学生支援機構などと緊密に連携し、高等教育の教育費負担軽減に伴う新たな奨学金制度の開始に向け、法人本部を中心に国立高等専門学校にも情報を共有できるように、情報提供体制を充実させる。また、税制上の優遇措置を適切に情報提供すること等により、産業界などの支援による奨学金制度の充実を図る。</p> <p>③ 国立高等専門学校において低学年からのキャリア教育を推進するとともに、キャリア支援を担当する窓口の活用を促す等、企業情報、就職・進学情報などの提供体制・相談方法を含めたキャリア支援を充実させる。また、次年度以降のキャリア支援体制を充実させるため、卒業時の調査の実施や同窓会を通じた同窓生の情報を活用するネットワークの形成の検討を行う。</p>	<p>・カウンセラーの来校時間等を見直し、相談体制を充実させる。</p> <p>・平成30年度に設置した第2学生相談室を、担任や学生相談室と連携を取りながら支援の教職員を配置して、より学生が利用しやすい環境を整備するなどして効果的に運用する。</p> <p>・地域のソーシャルワーカーとの情報共有を図り、学外の学生支援組織と連携し、活用する。</p> <p>・学外におけるメンタルヘルス関係の研修会等へ教職員を積極的に派遣するとともに、学内においては、教職員向け講演会を企画するなどして、学生指導支援方法に関する情報共有を図り、教職員の資質向上に努める。</p> <p>・高等教育の教育費負担軽減に伴う新たな奨学金制度の開始に向け、学校全体で情報共有を図るとともに、円滑な運用を図る。</p> <p>・各種奨学金制度等の学生支援に係る情報を、本校ホームページや学内グループウェアの掲示板など、広報の機会を増やすなどして学生に提供する。</p> <p>・進路情報(求人票、帰校届など)のフォルダの内容を更新し、学生に利用を促す。また、全国高専共通利用型進路支援システムを活用し、キャリア支援室などのパソコンで求人情報の検索ができるよう利便性を図る。</p> <p>・低学年から高学年まで各学年毎にキャリアガイダンスを行い、キャリア形成や職業意識の向上に努める。</p> <p>・女子学生向けのキャリア形成講習会を実施する。</p> <p>・大学・大学院合同説明会や、キャリア教育セミナー(合同企業説明会)を開催する。</p> <p>・専攻科1年および本科4年を対象に就職対策講座を実施する。</p> <p>・卒業生による先輩講座や在学生による先輩フォーラムを実施して、進路決定までの体験を伝える。</p> <p>・本科4・5年および専攻科1・2年を対象にして、提供プログラムの改善のため、進路指導関連アンケートを実施する。</p> <p>・本科2年対象の先輩講座では卒業生同窓会と連携しそのネットワークを通じて講師派遣を依頼する。さらに、先輩講座に協力できる卒業生リストとして先輩講座人材登録一覧を作成する。</p>
<p>3. 2 社会連携に関する目標 国立高等専門学校が立地している地域の特性を踏まえた産学連携を活性化させ、地域課題の解決に資する研究を推進するとともに、国立高等専門学校における共同研究などの成功事例等を地域社会に還元し、広く社会に公開する。地域共同テクノセンター等を活用して、地域を中心とする産業界や地方公共団体との共同研究・受託研究への積極的な取組を促進するとともに、その成果の知的資産化に努める。</p>	<p>1. 2 社会連携に関する事項 ① 国立高等専門学校において開発した実践的技術等のシーズを広く企業や地域社会の課題解決に役立てることができるよう、教員の研究分野や共同研究・受託研究の成果などの情報を印刷物、ホームページなど多様な媒体を用いて発信する。</p> <p>② 地域社会のニーズの把握や国立高等専門学校の枠を超えた連携などを図りつつ、社会連携のコーディネーターや教員の研究分野の活動をサポートする高専リサーチアドミニストレータ(KRA)や地域共同テクノセンター等を活用して、産業界や地方公共団体との共同研究、受託研究の受け入れを促進するとともに、その成果の社会発信や知的資産化に努める。</p> <p>③ 国立高等専門学校における強み・特色・地域の特性を踏まえた取組や学生活動等の様々な情報を広く社会に発信することを促進するため、以下の取組を実施する。 ・法人本部は、国立高等専門学校の情報発信機能を強化するため、報道機関等との関係構築に取り組むとともに、社会への情報発信に積極的に取り組む国立高等専門学校のインセンティブとなるよう、アクティビティに応じて、校長裁量経費を配分する措置を講じる。 ・国立高等専門学校は、地域連携の取組や学生活動等の様々な情報をホームページや報道機関への情報提供等を通じて、社会に発信するとともに、報道内容及び報道状況を法人本部に随時報告する。</p>	<p>1. 2 社会連携に関する事項 ① 教員の研究分野や共同研究・受託研究の成果などの情報を広報資料の作成や「国立高専研究情報ポータル」等のホームページの充実などにより発信する。</p> <p>② 高専リサーチアドミニストレータ(KRA)や地域共同テクノセンター、国立高等専門学校間の研究ネットワーク等を活用し、産業界や地方公共団体との新たな共同研究・受託研究の受け入れを促進するとともに、効果的技術マッチングのイベント等でその成果の情報発信や知的資産化に努める。</p> <p>③-1 法人本部は、国立高等専門学校の情報発信機能を強化するため、報道機関等との関係構築に取り組むとともに、情報発信に積極的に取り組む国立高等専門学校には、校長裁量経費を配分する措置を講じる。 ③-2 国立高等専門学校は、地域連携の取組や学生活動等の様々な情報をホームページや報道機関への情報提供等を通じて、社会に発信するとともに、報道内容及び報道状況を法人本部に随時報告する。</p>	<p>・企業等との共同研究の成果などについて、本校主催の産学連携イベント「JOINTフォーラム」をはじめ、本校ホームページや外部メディアなどに積極的に発信する。</p> <p>・第3ブロックに属する他高専のテクノセンターと連携し、研究者情報や研究設備などについて情報共有を進める。</p> <p>・本校の教育研究振興のための外部組織である「地域連携アカデミア」を活用して地元の企業との共同研究の掘り起こしに努める。</p> <p>・毎年12月に行っている本校主催の産学連携イベント「JOINTフォーラム」においてその成果の一部を積極的に学外発信する。</p> <p>・越前市・鯖江市が催す産業フェアにおいて、本校活動の広報に努める。</p> <p>・定期的に報道関係者との懇談の機会を設けるなど、報道関係者との関係構築に取り組む。</p> <p>・地域コミュニティFMでの高専独自番組を活用し、学生自らが地域社会へ情報発信する取り組みを続ける。また、地方雑誌の紙面等を通じて継続的に情報を提供していく。</p> <p>・イベントやニュースを、高専として窓口を総務課に一本化しながら、記者クラブなど報道機関に積極的に伝達する。</p> <p>・本校主催の産学連携イベント「JOINTフォーラム」を年末に開催し、地域連携の取り組みや地元企業との共同研究成果の一部を積極的に学外発信する。</p>

<p align="center">第4期中期目標 (独立行政法人国立高等専門学校機構)</p>	<p align="center">中期計画 (独立行政法人国立高等専門学校機構)</p>	<p align="center">平成31年度(2019年度) 年度計画 (独立行政法人国立高等専門学校機構)</p>	<p align="center">平成31年度(2019年度) 年度計画 (福井工業高等専門学校)</p>
<p>3. 3 国際交流に関する目標 各国の日本国大使館や独立行政法人国際協力機構(JICA)等の関係機関と組織的・戦略的に連携し、「日本型高等専門学校教育制度(KOSEN)」の正しい理解を得つつ、海外における導入支援と国立高等専門学校の国際化を一体的に推進する。 学生が積極的に海外へ飛び立つ機会を拡充するとともに、教員や学生の国際交流を安全面に十分な配慮をしつつ、積極的に推進する。 学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理に取り組みつつ、国際交流の中で優秀な留学生を適切に受け入れる。</p>	<p>1. 3 国際交流に関する事項 ① 諸外国に「日本型高等専門学校教育制度(KOSEN)」の導入支援にあたっては、以下の取組を実施する。 ・各国の日本国大使館や独立行政法人国際協力機構(JICA)等の関係機関と組織的・戦略的に連携し、諸外国の政府関係者の視察受入及び法人本部との意見交換を通じて、「KOSEN」についての正しい理解の浸透を図る。 ・我が国と当該国の政府間合意の内容に基づいた体制整備を図る。 ・それとともに、諸外国の要請や教育制度との接続等を踏まえ、「KOSEN」導入に向けた教育課程の編成を支援するとともに、当該国の教員を我が国に招き、国立高等専門学校での実践的な研修等を実施する。 ・既にリエゾンオフィスを設置し、「KOSEN」の導入支援に取り組んでいる、モンゴル、タイ、ベトナムの3か国については、各国政府と連携・協議しつつ、その要請等に応じた支援に取り組む。 ・これらの進捗状況を踏まえつつ、必要に応じ、リエゾンオフィスの機能を見直す。</p> <p>② 「KOSEN」の導入支援に係る取組は、各国立高等専門学校の協力のもと、学生及び教職員が参画する機会を得て、国際交流の機会としても活用し、「KOSEN」の海外展開と国立高等専門学校の国際化を一体的に推進する。</p> <p>③ 国立高等専門学校の国際化のため、以下の取組を実施する。 ・海外で活躍できる技術者としての能力の伸長に取り組むため、単位認定制度や単位互換協定に基づく海外留学や海外インターンシップなど学生が海外で活動する機会を後押しする体制を充実するとともに、学生の英語力、国際コミュニケーション力の向上や海外に積極的に飛び出すマインドを育成する取組を実施する国立高等専門学校への重点的な支援を行う。【再掲】 ・学生に対して、国際交流に資する情報の提供を充実させ、学生の国際会議や「トビタテ！留学JAPAN」プログラムへの参加、海外留学等の機会の拡充を図る。【再掲】</p> <p>④ リエゾンオフィスを活用した海外への情報発信機能を強化するとともに、従来の本科3年次への外国人留学生の受入れや本科1年次や専攻科への受入れを推進することにより、外国人留学生の受入れを推進する。</p> <p>⑤ 法人本部は、教員や学生の国際交流の際には、文部科学省が定める「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」に準じた危機管理措置を講じて安全面への配慮を行う。 各国立高等専門学校においては、外国人留学生の学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理に取り組みとともに、法人本部において定期的に在籍管理状況の確認を行う。</p>	<p>1. 3 国際交流等に関する事項 ①-1 諸外国に「日本型高等専門学校教育制度(KOSEN)」の導入支援を展開するにあたっては、各国の日本国大使館や独立行政法人国際協力機構(JICA)等の関係機関との組織的・戦略的な連携の下に、相手国と連携・協議しつつ、その要請及び段階等に応じた支援に取り組む。 ①-2 モンゴルにおける「KOSEN」の導入支援として、モンゴルの自助努力により設立された3つの高等専門学校を対象として、教員研修、教育課程の助言、学校運営向上への助言等の支援を実施する。 ①-3 タイにおける「KOSEN」の導入支援として、以下の支援を実施する。 ・キングモンクット工科大学ラカパン校内に開校する学校(KOSEN-Kmit)を対象として、教員研修、教育課程への助言、学校運営向上への助言等の支援を実施する。 ・タイのテクニカルカレッジにおいて日本型高等専門学校教育を取り入れて設置された5年間のモデルコースを対象として、教員研修、教育課程への助言、学校運営向上への助言等の支援を実施する。 ①-4 ベトナムにおける「KOSEN」の導入支援として、以下の支援を実施する。 ・ベトナム政府の日本型高等専門学校教育制度導入に向けた取組への協力を実施する。 ・ベトナムの教育機関において日本型高等専門学校教育を取り入れて設置されたモデルコースを対象として、教員研修や教育課程への助言、学校運営向上への助言等の支援を実施する。 ①-5 リエゾンオフィスを設置している国以外への「KOSEN」の導入支援として、政府関係者の視察受入及び法人本部との意見交換等を通じて、「KOSEN」についての正しい理解の浸透を図る。</p> <p>② 「KOSEN」の導入支援に係る取組は、各国立高等専門学校の協力のもと、学生及び教職員が実践的な研修等に携わる等に参画する機会を得て、国際交流の機会としても活用し、「KOSEN」の海外展開と国立高等専門学校の国際化を一体的に推進する。</p> <p>③-1 学生が海外で活動する機会を後押しする体制の充実として、以下の取組を実施する。 ・「KOSEN」の導入支援対象校やこれまで学生交流協定を締結している海外教育機関を中心として単位認定制度の整備や単位互換協定の締結を推進する。【再掲】 ・海外の教育機関との包括的な協定の締結などにより、組織的に海外留学やインターンシップを推進する。【再掲】 ③-2 学生の英語力、国際コミュニケーション力の向上や海外に積極的に飛び出すマインドを育成する取組を実施する国立高等専門学校への重点的な支援を行う。【再掲】 ③-3 学生に対して、「トビタテ！留学JAPAN」プログラムをはじめとする外部の各種奨学金制度等を積極的に活用できるよう情報収集の上提供し、学生の国際会議や「トビタテ！留学JAPAN」プログラムへの参加、海外留学等の機会の拡充を図る。【再掲】</p> <p>④-1 外国人留学生の受入れを推進するため、以下の取組を実施する。 ・諸外国の在日本大使館等への広報活動を実施する。 ・ホームページの英語版コンテンツの充実や説明会等の機会を通じ、高等専門学校教育の特性や魅力について情報発信を強化する。 ・広報活動の実施や情報発信の強化にあたっては、リエゾンオフィスの活用を中心に実施する。 ④-2 日タイ産業人材育成協イニシアティブに基づく、1年次からの留学生の受入を実施する。</p> <p>⑤ 法人本部は、教員や学生の国際交流の際には、文部科学省が定める「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」に準じた危機管理措置を講じて、海外旅行保険に加入させる等の安全面への配慮を行う。 各国立高等専門学校においては、外国人留学生の学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理に取り組みとともに、法人本部において定期的に在籍管理状況の確認を行う。</p>	<p>・従来の国際連携や留学生等の受け入れを発展させる形で、校長のリーダーシップの下、支援・協力を進める。 ・タイのKOSEN開校式に参加し、連携・支援策を模索する。 ・高専機構本部のグローバルエンジニア支援事業に申請する。</p> <p>・「KOSEN」の導入支援には、本校のグローバル化への取り組みにも関連付けて取り組む。</p> <p>・本校の国際化を推し進めるために、高専機構本部の事業に参加する体制を整える。</p> <p>・本校ホームページの英語版の作成を進め、国際的な広報活動に努める。 ・国際交流室ならびに学寮のホームページに英語版コンテンツを追加する。</p> <p>・外国人留学生の学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理に取り組む。</p>
<p>4. 業務運営の効率化に関する事項 4. 1 一般管理費等の効率化 高等専門学校設置基準により必要とされる最低限の教員の給与費相当額及び各年度特別に措置しなければならない経費を除き、運営費交付金を充当して行う業務については、中期目標の期間中、毎事業年度につき一般管理費(人件費相当額を除く。)については3%、その他は1%の業務の効率化を図る。 なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。</p>	<p>2. 業務運営の効率化に関する事項 2. 1 一般管理費等の効率化 高等専門学校設置基準により必要とされる最低限の教員の給与費相当額及び各年度特別に措置しなければならない経費を除き、運営費交付金を充当して行う業務については、中期目標の期間中、毎事業年度につき一般管理費(人件費相当額を除く。)については3%、その他は1%の業務の効率化を図る。 なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。</p>	<p>2. 業務運営の効率化に関する事項 2. 1 一般管理費等の効率化 高等専門学校設置基準により必要とされる最低限の教員の給与費相当額及び各年度特別に措置しなければならない経費を除き、運営費交付金を充当して行う業務については、中期目標の期間中、毎事業年度につき一般管理費(人件費相当額を除く。)については3%、その他は1%の業務の効率化を図る。 なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。</p>	<p>・業務運営において、一層のコスト削減、効率化を図る。 ・複数年契約が可能なものから実施し、コストの削減、業務の効率化を図る。 ・随意契約から一般競争契約に変更が可能な管理費において、コストの削減を図る。 ・運営費交付金を充当して行う業務については、中期目標の期間中、毎事業年度につき一般管理費(人件費相当額を除く。)については3%、その他は1%の業務の効率化を図る。なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。</p>
<p>4. 2 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>2. 2 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>2. 2 給与水準の適正化 職員給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p>	
<p>4. 3 契約の適正化 業務運営の効率性及び国民の信頼性の確保の観点から、随意契約の適正化を推進し、契約は原則として一般競争入札等によることとする。 さらに、引き続き「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成27年5月25日総務大臣決定)」に基づく取組を着実に実施することとし、「調達等合理化計画」の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受けるとともに、財務諸表等に関する監査の中で会計監査人によるチェックを要請する。また、「調達等合理化計画」の実施状況をホームページにより公表する。</p>	<p>2. 3 契約の適正化 業務運営の効率性及び国民の信頼性の確保の観点から、随意契約の適正化を推進し、契約は原則として一般競争入札等によることとする。 さらに、引き続き「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成27年5月25日総務大臣決定)」に基づく取組を着実に実施することとし、「調達等合理化計画」の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受けるとともに、財務諸表等に関する監査の中で会計監査人によるチェックを要請する。また、「調達等合理化計画」の実施状況をホームページにより公表する。</p>	<p>2. 3 契約の適正化 業務運営の効率性及び国民の信頼性の確保の観点から、随意契約の適正化を推進し、契約は原則として一般競争入札等によることとする。 さらに、引き続き「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成27年5月25日総務大臣決定)」に基づく取組を着実に実施することとし、「調達等合理化計画」の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受けるとともに、財務諸表等に関する監査の中で会計監査人によるチェックを要請する。また、「調達等合理化計画」の実施状況をホームページにより公表する。</p>	<p>・契約に当たっては、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、透明性の確保を図る。 ・業務運営において、一層のコスト削減、効率化を図る。 ・2019年度施設設備事業2件の設計業務は、透明性・公共性を確保するため、簡易公募型プロポーザル方式(拡大)で公募する予定である。</p>
<p>5. 財務内容の改善に関する事項 5. 1 戦略的な予算執行・適切な予算管理 理事長のリーダーシップのもと、各国立高等専門学校における教育上の自主性や強み・特色の機能強化を後押しするため、透明性・公平性を確保しつつ、各国立高等専門学校のアクティビティに応じた戦略的な予算配分に取り組む。 また、独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。</p>	<p>3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 3. 1 戦略的な予算執行・適切な予算管理 理事長のリーダーシップのもと、各国立高等専門学校における教育上の自主性や強み・特色の機能強化を後押しするため、予算配分方針をあらかじめ定め、各国立高等専門学校に周知する等、透明性・公平性を確保した予算配分に努める。 また、各国立高等専門学校のアクティビティに応じた戦略的な予算配分にあたっては、以下の取組等を実施する。 ・法人本部は、各国立高等専門学校の情報発信機能を強化するため、報道機関等との関係構築に取り組みとともに、社会への情報発信に積極的に取り組む国立高等専門学校のインセンティブとなるよう、アクティビティに応じて、校長裁量経費を配分する措置を講じる。【再掲】 独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。</p>	<p>3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 3. 1 戦略的な予算執行・適切な予算管理 理事長のリーダーシップのもと、各国立高等専門学校における教育上の自主性や強み・特色の機能強化を後押しするため、予算配分方針をあらかじめ定め、各国立高等専門学校に周知する等、透明性・公平性を確保した予算配分に努める。 また、各国立高等専門学校のアクティビティに応じた戦略的な予算配分にあたっては、以下の取組等を実施する。 ・法人本部は、各国立高等専門学校の情報発信機能を強化するため、報道機関等との関係構築に取り組みとともに、社会への情報発信に積極的に取り組む国立高等専門学校のインセンティブとなるよう、アクティビティに応じて、校長裁量経費を配分する措置を講じる。 独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。</p>	<p>・運営費交付金を充当して行う業務については、業務の効率化を進め、当年度特別に措置しなければならない経費を除き、一般管理費については3%、その他は1%の業務の効率化を行う。また、福井高専がそれぞれの特色を活かした運営を行うことができるよう戦略的かつ計画的な経費配分を行う。</p>

<p align="center">第4期中期目標 (独立行政法人国立高等専門学校機構)</p>	<p align="center">中期計画 (独立行政法人国立高等専門学校機構)</p>	<p align="center">平成31年度(2019年度)年度計画 (独立行政法人国立高等専門学校機構)</p>	<p align="center">平成31年度(2019年度)年度計画 (福井工業高等専門学校)</p>
<p>5. 2 外部資金、寄附金その他自己収入の増加 社会連携活動の推進等を通じた外部資金等自己収入の増加により、財政基盤を強化する。</p>	<p>3. 2 外部資金、寄附金その他自己収入の増加 社会連携に関する取組を踏まえ、地域等の産学官との連携強化により、共同研究、受託研究等を促進し、外部資金の獲得に努める。 また、教育研究環境の維持・向上を図るため、卒業生、同窓会等との連携を強化した広報活動を行い、寄附金の獲得に努める。 3. 3 予算 別紙1 3. 4 収支計画 別紙2 3. 5 資金計画 別紙3</p>	<p>3. 2 外部資金、寄附金その他自己収入の増加 社会連携活動の推進等を通じ、共同研究、受託研究等を促進し、外部資金の獲得の増加を図る。また、卒業生が就職した企業等との交流を図り、寄附金の獲得につながる取組を試行的に行う。 3. 3 予算 別紙1 3. 4 収支計画 別紙2 3. 5 資金計画 別紙3</p>	<p>・本校の外部組織である「地域連携アカデミア」の会員企業数の増加に引き続き努力し、寄附金のさらなる獲得につなげる。 ・産学連携コーディネーター等を活用し共同研究等を推進するとともに、公募型の競争的資金に挑戦する。 ・全教員対象の研究活動評価調査を継続実施する(4月)。 ・2020年度科学研究費助成事業(科研費)公募要領等説明会へ研究推進委員会委員を派遣する(9月)。 ・本校「科研費採択プロジェクト」を立ち上げ、採択率の向上を目指す。 ・全教職員に科研費等外部資金公募に関する情報提供(メール配信・学内Webサイト公開・説明会等開催)を継続実施する(随時)。 ・教員の研究内容・研究水準の質的向上と外部資金獲得への意識向上・意識改革のために、より具体的かつ効率的な研究支援・インセンティブ及び産官学連携共同研究プロジェクト推進を図る。</p>
	<p>4. 短期借入金の限度額 4. 1 短期借入金の限度額 156億円 4. 2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入することが想定される。</p>	<p>4. 短期借入金の限度額 4. 1 短期借入金の限度額 156億円 4. 2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入することが想定される。</p>	
	<p>5. 不要財産の処分に関する計画 以下の不要財産について、速やかに現物を国庫に納付する。 ①苫小牧工業高等専門学校 錦岡宿舍団地(北海道苫小牧市明徳町四丁目327番236)4,492.10㎡ ②八戸工業高等専門学校 中村団地(青森県八戸市大字田面木字中村60番)5,889.43㎡ ③福島工業高等専門学校 下平窪団地(福島県いわき市平下平窪字鍛冶内30番2、30番7)1,502.99㎡ 桜町団地(福島県いわき市平字桜町4番1)480.69㎡ ④長岡工業高等専門学校 若草町1丁目団地(新潟県長岡市若草町一丁目5番12)276.36㎡ ⑤沼津工業高等専門学校 香貫宿舍団地(静岡県沼津市南本郷町569番、570番)287.59㎡ ⑥香川高等専門学校 勅使町団地(香川県高松市勅使町字小山398番20)5,975.18㎡ ⑦有明工業高等専門学校 平井団地(熊本県荒尾市下井手字丸山768番2)288.66㎡ 宮原団地(福岡県大牟田市宮原町一丁目270番)2,400.54㎡ 正山71団地(福岡県大牟田市正山町71番2)284.31㎡ ⑧旭川工業高等専門学校 春光町団地(北海道旭川市春光一条九丁目31番)460.85㎡ ⑨舞鶴工業高等専門学校 大波団地(京都府舞鶴市宇大波上小字滝ヶ浦1112番)453.90㎡ ⑩呉工業高等専門学校 広団地(広島県呉市広中新開三丁目18160番1、18160番2、18161番、18169番1)3,990.22㎡ ⑪徳山工業高等専門学校 御弓町団地(山口県周南市大字徳山字上御弓丁4197番1)1,321.37㎡ 周南住宅団地(山口県周南市周陽三丁目21番2)1,310.32㎡ ⑫熊本高等専門学校 平山宿舍団地(熊本県八代市平山新町字西新開3142番1)2,773.00㎡ 新開宿舍団地(熊本県八代市新開町参号3番94)1,210.26㎡ ⑬都城工業高等専門学校 年見団地(宮崎県都城市年見町34号7番)2,249.79㎡ ⑭鹿児島工業高等専門学校 東真孝団地(鹿児島県霧島市隼人町真孝字東真孝169番3)8,466.59㎡</p>	<p>5. 不要財産の処分に関する計画 以下の重要な財産について、速やかに現物を国庫に納付する。 ①苫小牧工業高等専門学校 錦岡宿舍団地(北海道苫小牧市明徳町四丁目327番236)4,492.10㎡ ②八戸工業高等専門学校 中村団地(青森県八戸市大字田面木字中村60番)5,889.43㎡ ③福島工業高等専門学校 下平窪団地(福島県いわき市平下平窪字鍛冶内30番2、30番7)1,502.99㎡ 桜町団地(福島県いわき市平字桜町4番1)480.69㎡ ④長岡工業高等専門学校 若草町1丁目団地(新潟県長岡市若草町一丁目5番12)276.36㎡ ⑤沼津工業高等専門学校 香貫宿舍団地(静岡県沼津市南本郷町569番、570番)287.59㎡ ⑥香川高等専門学校 勅使町団地(香川県高松市勅使町字小山398番20)5,975.18㎡ ⑦有明工業高等専門学校 平井団地(熊本県荒尾市下井手字丸山768番2)288.66㎡ 宮原団地(福岡県大牟田市宮原町一丁目270番)2,400.54㎡ 正山71団地(福岡県大牟田市正山町71番2)284.31㎡ ⑧旭川工業高等専門学校 春光町団地(北海道旭川市春光一条九丁目31番)460.85㎡ ⑨舞鶴工業高等専門学校 大波団地(京都府舞鶴市宇大波上小字滝ヶ浦1112番)453.90㎡ ⑩呉工業高等専門学校 広団地(広島県呉市広中新開三丁目18160番1、18160番2、18161番、18169番1)3,990.22㎡ ⑪徳山工業高等専門学校 御弓町団地(山口県周南市大字徳山字上御弓丁4197番1)1,321.37㎡ 周南住宅団地(山口県周南市周陽三丁目21番2)1,310.32㎡ ⑫熊本高等専門学校 平山宿舍団地(熊本県八代市平山新町字西新開3142番1)2,773.00㎡ 新開宿舍団地(熊本県八代市新開町参号3番94)1,210.26㎡ ⑬都城工業高等専門学校 年見団地(宮崎県都城市年見町34号7番)2,249.79㎡ ⑭鹿児島工業高等専門学校 東真孝団地(鹿児島県霧島市隼人町真孝字東真孝169番3)8,466.59㎡</p>	
	<p>6. 重要な財産の譲渡に関する計画 以下の重要な財産について、公共の用に供するため、売却により譲渡し、その売却収入を整備費用の財源とする。 ①鹿児島工業高等専門学校 国見団地(鹿児島県霧島市隼人町真孝字国見1460番1)200.54㎡</p>	<p>6. 重要な財産の譲渡に関する計画 以下の重要な財産について、公共の用に供するため、売却により譲渡し、その売却収入を整備費用の財源とする。 ①鹿児島工業高等専門学校 国見団地(鹿児島県霧島市隼人町真孝字国見1460番1)200.54㎡</p>	
	<p>7. 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合には、教育研究活動の充実、学生の福利厚生等の充実、産学連携の推進などの地域貢献の充実及び組織運営の改善のために充てる。</p>	<p>7. 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合には、教育研究活動の充実、学生の福利厚生等の充実、産学連携の推進などの地域貢献の充実及び組織運営の改善のために充てる。</p>	<p>・決算において剰余金が発生した場合には、教育研究活動の充実、学生の福利厚生等の充実、産学連携の推進などの地域貢献の充実及び組織運営の改善のために充てる。</p>
<p>6. その他業務運営に関する重要事項 6. 1 施設及び設備に関する計画 各国立高等専門学校の施設等の老朽化の状況を踏まえつつ、教育研究・特色に応じて策定した施設整備計画に基づき、安全性の確保や多様な利用者に対する配慮を踏まえるとともに、社会の変化や時代のニーズ等、国立高等専門学校を取り巻く環境の変化を踏まえた高等専門学校教育の一層の高度化・国際化を目指した整備・充実を計画的に進める。 教職員・学生の健康・安全を確保するため各国立高等専門学校において実験・実習・実技に当たっての安全管理体制の整備を図る。科学技術分野への男女共同参画を推進するため、修学・就業上の環境整備に関する方策を講じる。</p>	<p>8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 8. 1 施設及び設備に関する計画 ① 老朽化した施設の改善においては、「国立高専機構施設整備5か年計画」及び「国立高専機構インフラ長寿命化計画(個別施設計画)」に基づき、非構造部材の耐震化やライフラインの更新など安全安心な教育研究環境の確保を図る。 合わせて、社会の変化に対応した高等専門学校教育の高度化・国際化への対応等に必要整備を計画的に推進する。 また、老朽化したインフラ設備を計画的に更新し、学修環境の整備、省エネや維持管理コストの削減などの戦略的な施設マネジメントに取り組む。 ② 中期目標の期間中に専門科目の指導に当たる全ての教員・技術職員が受講できるように、安全管理のための講習会を実施する。 ③ 科学技術分野への男女共同参画を推進するため、修学・就業上の環境整備に関する方策を講じる。</p>	<p>8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 8. 1 施設及び設備に関する計画 ①-1 国立高専機構施設整備5か年計画(平成28年6月決定)に基づき、教育研究活動及び施設・設備の老朽化状況等に対応した整備や、各国立高等専門学校の寄宿舍などの学生支援施設について実態やニーズに応じた整備及び施設マネジメントの取組を計画的に推進する。 ①-2 施設の新構造部材の耐震化については、引き続き、計画的に対策を推進する。 ② 学生及び教職員を対象に、「実験実習安全必携」を配付するとともに、安全衛生管理のための各種講習会を実施する。 ③ 科学技術分野への男女共同参画を推進するため、女子学生の利用するトイレや更衣室等の設置やリニューアルなど、修学・就業上の環境整備を計画的に推進する。</p>	<p>①-1 福井工業高専の老朽化したインフラ設備及び老朽化した教育研究施設・学寮施設への対策として、2019年度の施設整備予定事業として(1)ライフライン再生(排水設備等)・(2)校舎改修(地域連携テクノセンター)を、営繕予定事業として(1)受変電設備改修・(2)東寮外部改修をそれぞれ実施予定である。 ①-2 建物外壁及び工作物の非構造部材等で落下等の危険がある場合又は危険が予測される場合は、立入禁止等の処置を行い、早期に補修を実施し、学生・教職員の安全・安心を確保する。 ③ 科学技術分野への男女共同参加を推進するため、女子学生・女性教職員が使用するトイレにおいて和式の箇所を計画的に洋式に改修し、修学・就業上の環境整備を推進する。</p>

<p align="center">第4期中期目標 (独立行政法人国立高等専門学校機構)</p>	<p align="center">中期計画 (独立行政法人国立高等専門学校機構)</p>	<p align="center">平成31年度(2019年度) 年度計画 (独立行政法人国立高等専門学校機構)</p>	<p align="center">平成31年度(2019年度) 年度計画 (福井工業高等専門学校)</p>
<p>6. 2 人事に関する計画 全国に51ある国立高等専門学校を設置する法人としての特性を踏まえつつ、理事長のリーダーシップのもと、教職員の業務の在り方を見直すとともに、人員の適正かつ柔軟な配置が可能となるよう、教職員のキャリアパスやダイバーシティ等に配慮した人事マネジメント改革に取り組む。 高等専門学校教育の高度化・国際化を推進し、実践的・創造的な技術者を育成するため、公募制などにより、博士の学位を有する者、民間企業での経験を有する実務家、並びに女性教員、外国人教員など、多様な人材の中から優れた教育研究力を有する人材を教員として採用するとともに、外部機関との人事交流を進める。(再掲) 教職員の資質の向上のため、国立大学法人などとの人事交流を積極的に行うとともに、必要な研修を計画的に実施する。</p>	<p>8. 2 人事に関する計画 (1)方針 教職員ともに積極的に人事交流を進め多様な人材の育成を図るとともに、各種研修を計画的に実施し資質の向上を図るため、以下の取組等を実施する。 ① 課外活動、寮務等の業務の見直しを行い、教職員の働き方改革に取り組む。 ② 理事長が法人全体の教員人員枠の再配分や国立高等専門学校の特色形成、高度化のための教員の戦略的配置を行う枠組み作りに取り組むとともに、国立高等専門学校幹部人材育成のために、計画的な人事交流制度を導入する。 ③ 若手教員の人員確保及び教育研究力向上のために、国立高等専門学校の教員人員枠管理の弾力化を行う。 ④ 以下に掲げる方策をそれぞれ又は組み合わせることで実施することにより、多様かつ優れた教員を確保するとともに、教員の教育研究力の向上を図る。 ・専門科目担当教員の公募において、応募資格の一つとして、博士の学位を有する者を掲げることを原則とする。【再掲】 ・企業や大学に在職する人材など多様な教員の配置を可能とするため、新たにクロスアポイントメント制度を導入する。【再掲】 ・ライフステージに応じた柔軟な勤務時間制度や同居支援プログラム(育児等のライフイベントにある教員が他の国立高等専門学校で勤務できる制度)等の取組を実施する。【再掲】 ・外国人教員の採用を進めるため、外国人教員の積極的な採用を行った国立高等専門学校への支援を充実する。【再掲】 ⑤ 教職員について、積極的に人事交流を進め多様な人材の活用を図るとともに、各種研修を計画的に実施し資質の向上を図る。 (2)人員に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させつつ業務の効率化を図り、適切な人員配置に取り組むとともに、事務のIT化等により中期目標期間中の常勤職員の抑制に努める。</p>	<p>8. 2 人事に関する計画 (1)方針 教職員ともに積極的に人事交流を進め多様な人材の育成を図るとともに、各種研修を計画的に実施し資質の向上を図るため、以下の取組等を実施する。 ① 課外活動、寮務等の見直しとして、外部人材やアウトソーシング等の活用を検討する。 ② 教員の戦略的配置のための教員人員枠の再配分の仕組みを検討する。また、国立高等専門学校幹部人事育成のための計画的な人事交流制度の検討を行う。 ③ 若手教員確保のため、教員人員枠の弾力化を行う。 ④-1 専門科目担当教員の公募において、応募資格の一つとして、博士の学位を有する者を掲げることを原則とするよう、国立高等専門学校に周知する。【再掲】 ④-2 企業や大学に在職する人材など多様な教員の配置を可能とするため、新たにクロスアポイントメント制度を導入する。【再掲】 ④-3 ライフステージに応じた柔軟な勤務時間制度や同居支援プログラム等の取組を実施する。 また、女性研究者支援プログラムの実施により女性教員や外国人教員の働きやすい環境の整備を進める。【再掲】 ④-4 外国人教員を積極的に採用した学校への支援を行う。【再掲】 ④-5 シンポジウム、研修会、ニューズレターの配付等を通じて、男女共同参画やダイバーシティに関する意識啓発を図る。 ⑤ 教職員の積極的な人事交流を進め、多様な人材育成を図るとともに、各種研修を計画的に実施し資質の向上を推進する。 (2)人員に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させつつ業務の効率化を図り、適切な人員配置に取り組むとともに、事務のIT化等により中期目標期間中の常勤職員の抑制に努める。</p>	<p>・現行の外部コーチ(課外活動指導員)及び内部コーチの制度を発展させ、弾力的な運用を図ることで、指導教員の負担軽減に寄与する制度改革を推進する。 ・定年退職した再雇用教員による学寮日直業務の従事により、現職教員の寮業務見直し(軽減)を図る。 ・学寮自治(「寮生会」)活動の活性化を一層支援することで、寮生の気づきと自律を促す教育機会をこれまで以上に設定する。この結果、昼食時の寮内巡回(施設確認)といった寮生指導等に関する日常業務の軽減(見直し)を目指す。 ・高専・両技科大間の教員交流制度を活用し、教育研究活動の活性化と連携を深めると共に、教育の改善と質の向上に努める。また、教員及び事務・技術職員を対象とした各研修会等に参加させ、一層の資質向上を図る。</p> <p>・常勤教職員について、各種研修などを利用し、その職務能力を向上させると共に、全体として効率化を図り、適切な人員配置に取り組む。</p>
<p>6. 3 情報セキュリティについて 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、法人が定めた情報セキュリティ対策の基本方針及び対策基準等に従って、情報セキュリティ対策を推進する。さらに、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価し、必要となる情報セキュリティ対策を講じる。</p>	<p>8. 3 情報セキュリティについて 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、法人が定めた情報セキュリティ対策の基本方針及び対策基準等に従って、情報セキュリティ対策を推進する。さらに、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価し、必要となる情報セキュリティ対策を講じる。加えて、情報セキュリティインシデントに対して、インシデント内容並びにインシデント対応の情報共有を速やかに行い、再発防止を行うとともに、初期対応徹底のための「すぐやる3箇条」を継続する。情報セキュリティインシデント予防及び被害拡大を防ぐための啓発を行う。</p>	<p>8. 3 情報セキュリティについて 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に基づき制定する法人の情報セキュリティポリシーを踏まえて、国立高等専門学校の17校を対象に実施する情報セキュリティ監査及び、内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)が実施する監査の結果についてリスクを分析し、必要な対策を講じるとともに、法人の情報セキュリティポリシーへ還元することで、PDCAサイクルの構築及び定着を図る。 また、全教職員を対象とした情報セキュリティの意識向上を図るための情報セキュリティ教育(e-learning)及び標的型攻撃メール対応訓練等、国立高等専門学校の情報担当者を対象とした情報セキュリティに関する研修、管理職を対象とした情報セキュリティトップセミナーを実施するなど、職責等に応じて必要な情報セキュリティ教育を計画的に実施する。 さらに、高度化する情報セキュリティリスクに対応するために、最高情報セキュリティ責任者(CISO)及び国立高等専門学校の有識者からなる情報戦略推進本部情報セキュリティ部門と本部事務局が連携し、今後の情報セキュリティ対策等について検討を進める。 国立高等専門学校機構CSIRTが中心となり、国立高等専門学校にインシデント内容及びインシデント対応の情報共有を行うとともに、初期対応徹底のために「すぐやる3箇条」を継続して行い、情報セキュリティインシデントの予防および被害拡大を防ぐための啓発を実施する。</p>	<p>・「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に基づき制定する法人の情報セキュリティポリシーを踏まえて、情報セキュリティに関する監査などの結果に基づき、学内のリスク分析を通してセキュリティ対策の維持・向上を図る。 ・学内のパソコンやネットワーク機器のネットワークへの接続状況や、OSの更新やファームウェアの更新などの状況を報告する体制を整え、ネットワークを経由した攻撃に備える。 ・全教職員の情報セキュリティに関する意識向上を図るために、情報セキュリティ教育や標的型攻撃メール対応訓練等に積極的に参加する。さらに管理職や情報担当者向けの情報セキュリティに関するトップセミナーや講習会に積極的に参加する。情報担当者を対象とした情報セキュリティの講習にも積極的に参加し、情報システムの管理運用業務を担える担当者の拡大を目指す。 ・高専機構のCSIRTなどの発信するインシデントの予兆やインシデント対応の情報を、タイムリーに学内で情報共有し、インシデント発生時の初期対応である「すぐやる3箇条」の徹底を継続して行い、情報セキュリティインシデントの予防や被害拡大を防ぐ。</p>
<p>6. 4 内部統制の充実強化 理事長のリーダーシップのもと、機構としての迅速かつ責任ある意思決定を実現する。その際、学校運営及び教育活動の自主性・自律性や国立高等専門学校の特徴を尊重するとともに、法人全体の共通課題に対する機構のマネジメント機能を強化する。また、これらが有効に機能していること等について内部監査等によりモニタリング・検証するとともに、公正かつ独立の立場から評価するために、監事による監査機能を強化する。</p>	<p>8. 4 内部統制の充実・強化 ① 理事長のリーダーシップのもと、機構としての迅速かつ責任ある意思決定を実現するため、役員懇談会や校長・事務部長会議その他の主要な会議や各種研修等を通じ、法人としての課題や方針の共有化を図るとともに、学校運営及び教育活動の自主性・自律性や国立高等専門学校の特徴を尊重するため、各種会議を通じ、国立高等専門学校の意見等を聞く。また、必要に応じ機動的に、WEB会議システムを活用した役員会の開催を行う。 ② 法人全体の共通課題に対する機構のマネジメント機能を強化するため、理事長と国立高等専門学校校長との面談等を毎年度実施するとともに、リスクマネジメントを徹底するため、事業に応じ、法人本部及び国立高等専門学校が十分な連携を図りつつ対応する。 ③ これらが有効に機能していること等について、内部監査等によりモニタリング・検証するとともに、公正かつ独立の立場から評価するために、監事への内部監査等の結果の報告、監事を支援する職員配置などにより、監事による監査機能を強化する。 ④ 平成23年度に策定した「公的研究費等に関する不正使用の再発防止策」の確実な実施を国立高等専門学校に徹底させるとともに、必要に応じ本再発防止策を見直す。加えて、国立高等専門学校の研究推進担当責任者を対象としたWEB会議の開催や国立高等専門学校において研究費の適切な取扱いに関する注意喚起等を行う。 ⑤ 国立高等専門学校において、機構の中期計画及び年度計画を踏まえ、個別の年度計画を定めることとする。なお、その際には、国立高等専門学校及び各学科の特性に応じた具体的な成果指標を設定する。</p>	<p>8. 4 内部統制の充実・強化 ①-1 理事長のリーダーシップのもと、機構としての迅速かつ責任ある意思決定を実現するため、必要に応じ機動的に、WEB会議システムを活用した役員会の開催を行う。 ①-2 役員懇談会や校長・事務部長会議その他の主要な会議や各種研修等を通じ、法人としての課題や方針の共有化を図る。 ①-3 学校運営及び教育活動の自主性・自律性や国立高等専門学校の特徴を尊重するため、各種会議を通じ、国立高等専門学校の意見等を聞く。 ②-1 法人全体の共通課題に対する機構のマネジメント機能を強化するため、理事長と国立高等専門学校校長との面談等を実施する。 ②-2 法人本部が作成した、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンスに関するセルフチェックリストの活用や、国立高等専門学校の教職員を対象とした階層別研修等により教職員のコンプライアンスの向上を行う。 ②-3 事業に応じ、法人本部と国立高等専門学校が十分な連携を図り、速やかな情報の伝達・対策などを行う。 ③ これらを有効に機能させるために、内部監査及び国立高等専門学校の相互監査については、時宜を踏まえた監査項目の見直しを行い、発見した課題については情報を共有し、速やかに対応を行う。また、内部監査等の結果を監事に報告するとともに、監事を支援する職員配置などにより効果的に監査が実施できる体制とするなど監事による監査機能を強化する。なお、監事監査結果について随時報告を行う。 ④ 平成23年度に策定した「公的研究費等に関する不正使用の再発防止策」の確実な実施を国立高等専門学校に徹底させるとともに、必要に応じ本再発防止策を見直す。加えて、国立高等専門学校の研究担当責任者を対象としたWEB会議の開催や国立高等専門学校において研究費の適切な取扱いに関する注意喚起等を行う。 ⑤ 国立高等専門学校において、機構の中期計画及び年度計画を踏まえ、個別の年度計画を定める。また、その際には、国立高等専門学校及び各学科の特性に応じた具体的な成果指標を設定する。</p>	<p>・校長のリーダーシップのもと、戦略的かつ計画的な資源配分を行う。 ・報告、連絡、相談がスムーズにでき、PDCAが円滑に回るような運営体制の維持と機能向上に努める。 ・機構本部が作成したコンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンスに関するセルフチェックリストを活用して、教職員のコンプライアンス意識の向上を行う。 ・講演会・講習会などを行い、教職員のコンプライアンス意識涵養に努める。 ・高専相互会計内部監査を実施し、他高専と情報を共有して必要なことは速やかに改善する。また、学内定期監査も実施し、適正な執行状況の維持に努める。 ・平成24年3月の理事長通知「公的研究費等に関する不正使用の再発防止策の徹底について」及び「公的研究費の管理・監査のガイドライン(平成26年2月18日改正)」の実施を徹底し、不適正経理を防止する。</p>